

自転車事故はどんなときに起きるか知っていますか？

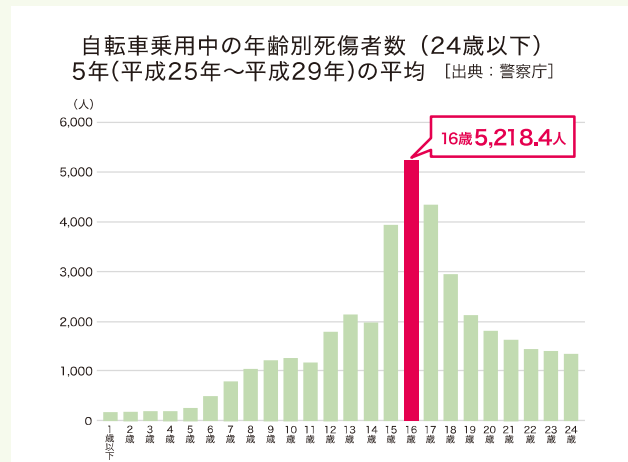
# 中高生の自転車事故の現状

中高生は、通学をはじめとしたさまざまな場面で自転車の利用機会が増えることに伴って、自転車による交通事故も増える傾向があります。中高生の自転車事故の特徴を理解し、交通事故防止に役立てましょう。



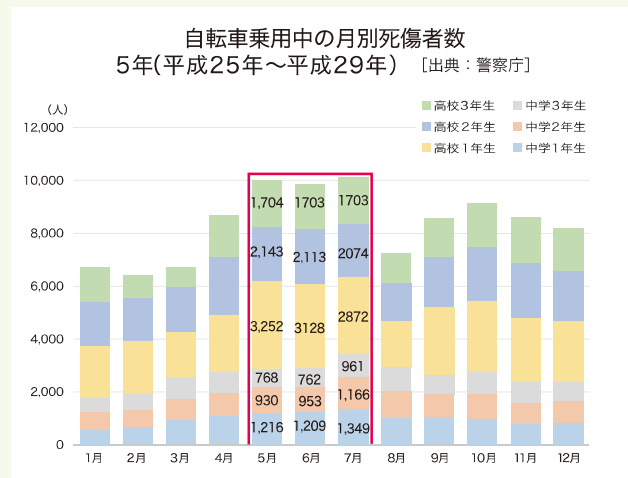
## 中高生は自転車事故での死傷者数が最も多い世代

自転車を運転中の死傷者数を年齢別に見ると、通学など自転車に乗る機会が増え始める中高生が多く、特に16歳の死傷者数が最も多くなっていることがわかります。



## 新生活が始まる4月より慣れてくる5月以降に注意

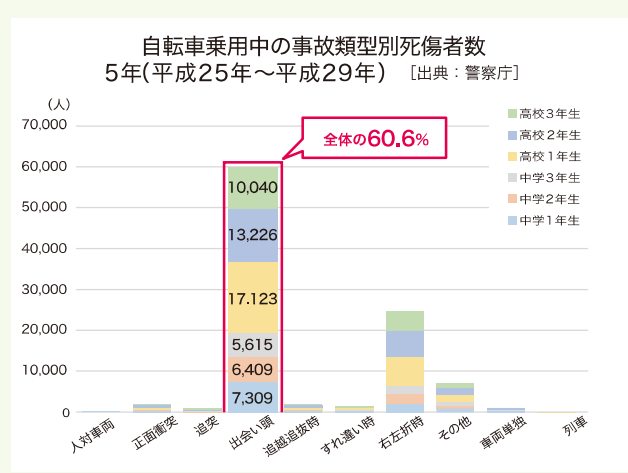
中高生の死傷者数を月別に見てみると、新生活が始まる4月よりも、5月、6月、7月の死傷者が増加していることがわかります。その増加数は高校1年生と中学1年生に特に多く見られることから、通学路に慣れ始めることで注意力が下がることが考えられます。



## 中高生の自転車事故で最も多いのは出会い頭事故

中高生の自転車事故による死傷者数を事故の類型別に見ると圧倒的に多いのは、出会い頭事故です。出会い頭事故は、見通しの悪い交差点で起きることが多く、一時停止の標識の見落としなど安全確認をせずに交差点内に入ることが原因の大半です。

■ 出会い頭事故  
交差点などで相交わる方向から進入してきたもの同士がぶつかる事故。ぶつかる相手はクルマとは限らず、自転車や歩行者の場合もあります。



自転車を運転する人が守らなければいけない基本ルール

# 自転車安全利用五則

自転車はクルマの仲間ですので、自転車に乗るときは、「自転車を運転する」という意識を持つことが大切です。また、自転車には守らなければならないルールがあります。ルールを守らない自分勝手な運転は、自分が危険な目にあうだけでなく、歩行者やクルマを運転する人など周りの人も危険な目にあわせてしまうことがあるということを忘れないようにしましょう。



## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法で軽車両に分類され、クルマの仲間ですので、歩道と車道の区別のあるところでは、車道を通行するのが原則です。

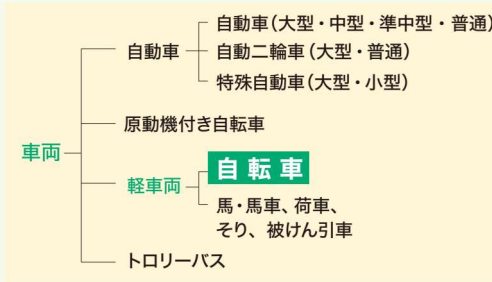
**違反した場合** 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

普通自転車が歩道を通行できるのは、次の場合のみです。

- ① 普通自転車歩道通行可の標識・標示がある場合。
- ② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が運転している場合。
- ③ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく交通量が多く、車道が狭いなどのためにクルマなどとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合。



普通自転車歩道通行可



## 2 車道は左側を通行

車道を通行するときは、左側を通行しましょう。

車道の右側を通行することは、対面する自転車やクルマとの正面衝突など重大な事故の原因にもなりますので絶対にやめましょう。自転車が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られます。

※ただし、歩行者の通行の妨げになる場合は路側帯は通行できません。

**違反した場合**

3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金



路側帯の種類

路側帯



歩行者 ○  
自転車 ○

駐停車禁止路側帯



歩行者 ○  
自転車 ○

歩行者用路側帯



歩行者 ○  
自転車 ×

## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は車道を通行するのが原則ですが、例外的に歩道を通行する場合は、すぐに停止できる速度で歩道の車道寄りの部分又は指定された部分を通行し、歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止しなければなりません。

**違反した場合** 2万円以下の罰金または料料



# 4 安全ルールを守る

## 信号を守る

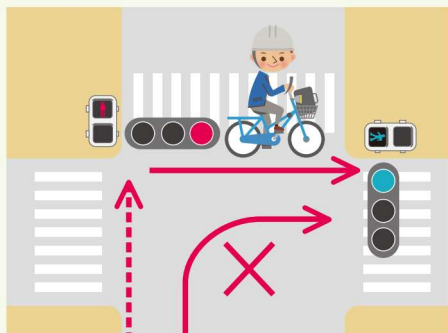
信号機のある交差点を通行するときは、信号に従って通行しましょう。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。特に青信号の点滅や黄色信号は横断を始めてはいけないということを再確認しましょう。

**違反した場合** 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金



### 信号交差点での右折は必ず二段階右折

信号機のある交差点で右折するときは、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まり右に向きを変え、前方の信号が青になってから進みます。なお、右折の矢印信号では、自転車は進むことができません。



### 横断歩道を通行するとき

横断歩道に横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車から降りて押して横断するようにしましょう。

### 左折は横断中の歩行者に注意

信号機のある交差点で青信号を確認の上、前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に沿って十分にスピードを落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がりましょう。

## 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識がある場所では必ず一時停止をし、安全確認を行わなければなりません。また一時停止の標識がない交差点や狭い道路から広い道路に出る場合、見通しの悪い曲がり角では徐行をして、十分に安全確認をしてから通行しましょう。

**違反した場合** 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 一時停止の標識のある交差点を通行するとき

一時停止の標識は自転車も従わなければなりません。停止線で必ず一時停止をし、その上で左右の安全確認ができるところまでゆっくりと前進し、前後左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

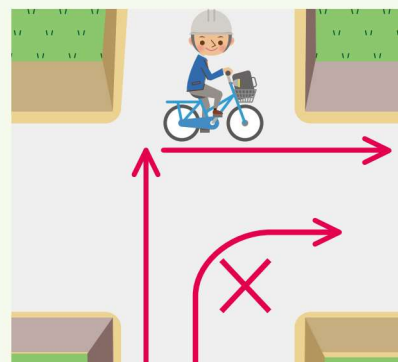


### 信号機のない交差点で右折するとき

前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端によって交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分にスピードを落として曲がりましょう。

### 信号機のない交差点で左折するとき

前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に沿って十分にスピードを落として曲がりましょう。



# 4 安全ルールを守る



ライト点灯の意味  
 ①自分の前方10mの安全確認  
 ②自分の存在を周りに知らせる

## 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯して走行しましょう。ライトをつけずに走行すると、歩行者やクルマなどに自転車の存在を気づいてもらえずとても危険です。【P9参照】

違反した場合 5万円以下の罰金



## 二人乗りは禁止

16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児を乗車させるときなどを除き、二人乗りは禁止されています。

違反した場合 2万円以下の罰金または料料



並進可

## 並進は禁止

道路標識で並進が可能とされている場所以外では並進禁止です。

違反した場合 2万円以下の罰金または料料



## 飲酒運転は禁止

自転車はクルマの仲間なので、飲酒運転は禁止です。

違反した場合 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

# 5 子どもはヘルメットを着用



幼児・児童(13歳未満の者)を保護する責任のある者は、幼児・児童を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。平成29年中の自転車乗用中の死者480人のうち63%は頭部に致命傷を負っています。【P9参照】

頭部 **63%**

平成29年中の自転車乗用中の死者480人の損傷部位別死者数の割合  
 [出典：警察庁]

つつい  
 やりがちな  
 「ながら運転」は  
 危険!

## 傘差し運転、携帯電話等使用運転、イヤホン等使用運転

周囲の音が聞こえにくい状態や周りが見えにくい状態で自転車を運転することは、交通事故の原因となるため、大変危険です。自転車を安全に操作できない「ながら運転」は、絶対にやめましょう。

都道府県によって違反した場合の例 5万円以下の罰金

